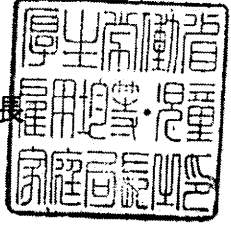


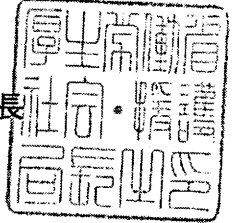
雇児発第 0801001号  
社援発第 0801001号  
障発第 0801001号  
老発第 0801001号  
平成17年8月1日

都道府県知事  
各 指定都市市長  
中核市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



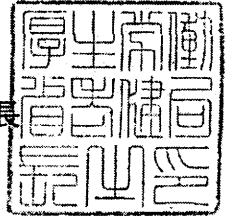
厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



厚生労働省老健局長



### 社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、従来より、「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」(昭和63年2月16日付社施第19号)、「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」(昭和63年5月20日付社施第79号)、「社会福祉施設のアスベスト処理工事に係る国庫負担(補助)協議について」(昭和63年5月20日付社施第80号)等により適切な対応をお願いしてきたところです。

昨今、事業所等でのアスベスト(石綿)被害が社会問題化していることに鑑み、施設入所者等の安全対策に万全を期すために、社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査を実施することとしました。

つきましては、別紙「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領」に基づき、調査表を作成の上、平成17年10月31日(月)までに提出していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県・指定都市・中核市におかれては、建築関係部局、環境関係部局、保健衛生関係部局と十分連携の上、所轄の社会福祉施設等に対し、調査を依頼するとともに、取りまとめて頂きますようお願いいたします。

なお、社会福祉施設等の設置者等に対して、調査の結果、特に露出面に吹付けアスベスト類等があり、安定していて飛散の恐れがない場合であっても、破損の際には、アスベスト繊維が飛散する恐れがあることから、職員、入所者等に周知徹底を図るとともに、アスベスト繊維が飛散しないよう施設の適切な維持管理を行うよう指導願います。

(別紙)

## 社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査要領

### 1 調査対象施設及び提出先(照会先)

「別紙1」による。

### 2 調査対象建材等

#### (1) 調査対象建材

平成8年度以前に竣工した建築物(改修工事も含む。)に使用されている、次に掲げるもの。(以下、「アスベスト(石綿)等」という。)

##### ① 吹付けアスベスト(石綿)等

石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第2条第1項に定めるアスベスト(石綿)等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

※ いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」及び「吹付けひる石(パーミキュライト)」等と呼ばれているもので、含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの。

##### ② 折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止等のために張り付けられたもので、アスベスト(石綿)を含有する製品。

#### (2) 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。その際、いわゆる「吹付けアスベスト(石綿)」又は「吹付けロックウール」と呼ばれているものについては、下記に示す品目例に示すものに該当するか否かが、一つの具体的判断基準と考えられる。ただし、この品目例の他にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

また、調査に当たっては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する(ただし、囲い込み状態(4 ③参照)にあるもの等、隠ぺいされているもので、点検口がなく、壁又は天井等を一部撤去する必要がある等、目視による確認が困難なものはこの限りではない。また、調査時にばく露しないよう十分注意すること。)

#### ○ 「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」品目例

「別紙2」に示す30品目(吹付けアスベスト(石綿)9品目、アスベスト(石綿)を含有する吹付けロックウール17品目及び湿式アスベスト(石綿)含有吹き付け材4品目)(品目については、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」及び環境省の「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」等を参考に作成したもの。)

注) なお、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」及び「吹付けひる石(バーミキュライト)」等と呼ばれているものについては、判断基準の参考となる資料を示すことができないので、調査対象建材の特定に当たっては、必要に応じて分析調査を行い、調査漏れのないように留意すること。

### 3 調査表提出期限

平成17年10月31日(月)

注1) 調査表の提出に当たっては、Excelで作成の上、「総括表(4(2))」のみを郵送及びメールにて各提出先に提出いただくとともに、「個表(4(1))」については各都道府県市において適切に保管されたい。

注2) 迅速な状況把握が求められることから、平成17年9月26日(月)までに、それまでに各都道府県市で集計した分について中間的にご提出下さい。

### 4 調査実施方法

#### (1) 「個表」について

1に示す「調査対象施設」が有する建築物に使用されている建材のうち、2(1)に示す「調査対象建材等」に該当するものを特定し、次に掲げる項目について、それぞれ各調査対象施設ごとに別紙3(個表様式)の調査表に記入する。

調査表の作成に当たっては、「吹付けアスベスト(石綿)」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石(バーミキュライト)」、「折板裏打ちアスベスト(石綿)断熱材」等、全てのアスベスト(石綿)の使用状況等、及び2(1)①の「吹付けアスベスト(石綿)等」のうち、「吹付けアスベスト(石綿)」及び「吹付けロックウール」のみの使用状況等について、それぞれ別葉の様式で作成すること。

その際、それぞれの様式の左上の該当欄の該当項目に○印を付すこと。

#### ① 施設種別ごとの床面積の合計

② アスベスト(石綿)等が使用されている室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計。

③ ②に示すもののうち、「封じ込め状態<sup>\*ア</sup>」又は「囲い込み状態<sup>\*イ</sup>」(以下「措置済状態」という。)にある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計。

※ア「封じ込め状態」…吹付けアスベスト(石綿)等をそのまま残し、薬剤等によりアスベスト等の表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

※イ「囲い込み状態」…吹付けアスベスト(石綿)等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

④ ②に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがない室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計。

- ⑤ ②に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの床面積の合計。

なお、「⑤」に該当するものは、直ちにアスベスト(石綿)等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講じること。

(2)「総括表」について

都道府県・指定都市・中核市においては、社会福祉施設等から提出された「個表」を別紙3(総括表様式)に取りまとめの上提出してください。

- ① 管内社会福祉施設等の施設種別ごとの施設数及び床面積の合計
- ②-1 管内社会福祉施設等のうち、アスベスト(石綿)等が使用されている施設数と室面積の合計
- ②-2 ②-1に示すもののうち、アスベスト(石綿)等が使用されている室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計
- ③-1 ②-1に示すもののうち、「措置済状態」にある施設数と室面積の合計
- ③-2 ②-2に示すもののうち、「措置済状態」にある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計
- ④-1 ②-1に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがない施設数と室面積の合計
- ④-2 ②-2に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがない室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計
- ⑤-1 ②-1に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがある施設数と室面積の合計
- ⑤-2 ②-2に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等によるアスベスト(石綿)等の粉じんの飛散により、ばく露の恐れがある室数並びにその室及び通路部分のそれぞれの面積の合計

## 5 その他

アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、通常の使用状態では、板状に固められた建材の危険性は低いと考えられるため、アスベスト(石綿)を含有するボード類、床材及び保温材等は、本調査対象外としている。これらについても、建築物の解体工事等をする場合の労働者保護の観点から、関係法令等に基づき適切に対処する必要がある、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)第8条等の趣旨を踏まえ、これらの使用状況について、把握に努める必要があるので注意すること。

なお、参考資料として(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針(平成17年4月)」の抜粋を添付するので参考にすること(別紙4)。

## 6 参考資料

- ・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省 地方自治体向け手引き)【<http://www.env.go.jp/air/osen/law/01.pdf>】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 1/2【[http://www.env.go.jp/air/osen/law/02\\_1.pdf](http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_1.pdf)】
- ・「建築物解体等に伴う石綿飛散防止対策について」(環境省 事業者向け手引き) 2/2【[http://www.env.go.jp/air/osen/law/02\\_2.pdf](http://www.env.go.jp/air/osen/law/02_2.pdf)】
- ・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」((財)日本建築センター)
- ・石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧(別紙5)